## 情報環境機構 e ラーニング研修支援サービスの利用に関する規程 (平成25年5月14日 情報環境機構長 裁定)

- 第1条 この規程は、情報環境機構が、本学の教職員・学生等の研修を支援することを目的として導入、運営又は管理する学習支援システムにより提供する e ラーニング型研修の実施を支援するサービス(以下「研修支援サービス」という。)の利用に関し必要な事項を定める。
- 第2条 研修支援サービスの対象は、次の各号に掲げる研修とする。
  - (1) 全学機構が全学の教職員又は学生等に対して実施する研修
  - (2) 事務本部に置かれている部、課その他これに相当する組織が全学の教職員又は学生等に対して実施する研修
  - (3) 部局が当該部局の全教職員又は学生等に対して実施する研修
- (4) その他、情報環境機構長(以下、「機構長」という。)が特に必要と認めた研修 第3条 研修支援サービスが提供するものは、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 学習支援システムを用いた研修実施環境
  - (2) e ラーニング型研修に使用する教材を e ラーニング化するためのコンサルティング
  - (3) コンテンツの学習支援システムへの登録支援
  - (4) 統合認証システムとの連携による e ラーニング型研修受講対象者の登録支援
  - (5) e ラーニング型研修の受講状況などの統計情報の作成支援
- 第4条 研修支援サービスを受けようとする者は、所定の申請書を機構長に提出し、その 承認を受けなければならない。
- 2 機構長は、研修支援サービスの利用を承認したときは、当該利用を承認した者(以下「利用者」という。)に、その旨を通知するものとする。
- 3 機構長は、前項の承認に際し学習支援システムの運用上必要があると認めるときは、 当該利用について必要な条件を付することができる。
- 第5条 機構長は、利用者に、研修支援サービスに係る経費の一部の負担を求めることができる。
- 第6条 機構長は、利用者がこの規程又はこの規程に基づく定めに違反したときその他学 習支援システムの運営に重大な支障を生じさせたときは、その利用の承認を取消し、研 修支援サービスの利用を打ち切ることができる。
- 第7条 利用者は、申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、速やかに、機構長に届出又は再申請しなければならない。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、研修支援サービスの利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附則

この規程は、平成25年5月14日から施行する。